

福島町

福島町いじめ防止基本方針

福島町いじめの防止等に関する条例第 10 条

平成 29 年 10 月 1 日 決定
(令和 7 年 3 月 11 日 改定)

目次

はじめに	2
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	3
1 いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
(1) 基本理念【条例第3条】	3
(2) いじめの理解	3
2 町の責務	7
(1) 町の責務【条例第5条】	7
3 学校と保護者（家庭）の責務・地域の役割	8
(1) 学校、教職員の責務【条例第6条】	8
(2) 保護者の責務【条例第7条】	10
(3) 町民、事業者の役割【条例第8条】	11
第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	11
1 町における基本方針の策定と組織の設置	11
(1) いじめ防止基本方針の策定【第10条】	12
(2) 福島町いじめ問題対策連絡協議会【条例第24条】	12
(3) 福島町いじめ防止等対策推進委員会の設置【条例第25条】	12
2 町が実施すべき施策	12
(1) いじめ防止【条例第12条】	13
(2) いじめの早期発見【条例第13条】	14
(3) 関係機関との連携等	14
(4) いじめの防止のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上	14
(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進【条例第15条】	15
(6) いじめの防止のための対策の調査研究の推進等	15
(7) 啓発活動【条例第16条】	15
(8) いじめに対する措置【条例第18条、条例第19条】	15
(9) 学校相互間の連携協力体制の整備	16
(10) 学校評価等における留意事項【第14条】	16
3 学校が実施すべき施策	16
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定【法第13条・条例第11条】	17
(2) いじめ防止等の対策のための組織【法第22条・条例第17条】	18
(3) いじめ防止等に関する措置	20
4 重大事態への対処	22
(1) 学校等における対処	23
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する法律等	25
1 いじめ防止対策推進法	26
2 福島町いじめ防止等に関する条例	27

福島町いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあるものであることから、決して許されるものではありません。いじめは全ての児童等に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童等にも生じ得るということを十分に認識する必要があります。

町においては、平成29年10月1日に「福島町いじめ防止等に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しています。「福島町いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条・条例第10条の規定に基づき、国や道の「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「国等の基本方針」という。）を参酌し、福島町におけるいじめ防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示すために策定するものです。

以下の「福島町いじめ防止基本方針」に示すいじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命や心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域住民・行政その他関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめ問題を克服することを目指して行うものです。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

全ての児童等が自分は必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、福島町及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

（１）基本理念【条例第3条】

「いじめの芽はどの児童等にも生じ得るという緊張感を持ち、「学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」・「全ての児童等がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童等の理解を深めること」・「いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめを克服すること」などを規定しています。

【留意点】

ア いじめを受けた児童等にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはなりません。児童等に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努めます。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消します。

イ 児童等が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりとって、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みます。

（２）いじめの理解

① いじめの定義【条例第2条】

いじめの定義として、「児童等に対して、一定の人的関係¹にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

¹ 「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童等と何らかの関係がある児童等を指します。

【留意点】

ア いじめを受けた児童等の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」・「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童等や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応します。

イ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童等が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。

ウ 児童等の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童等に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童等が被害児童等としてだけではなく、加害児童等としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童等が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能とします。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を福島町いじめ防止等に関する条例第24条及び第25条に基づいて設置する組織で情報共有して対応します。

エ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくありません。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。

オ 児童等が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ²」、「多様な背景を持つ児童等³」、「東日本大震災により被災した児童等又は原子力発電所事故により避難している児童等（以下「被災児童等」という。）」等学校として特に配

2 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

3 「多様な背景を持つ児童等」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童等や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童等の家庭での過重な負担、外国人児童等等）などにある児童等のことです。

慮が必要な児童等については、日常的に、当該児童等の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行います。

② いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

【留意点】

- ア 冷やかしかからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ・集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと・危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめの中には、犯罪行為⁴として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童等の生命・身体・財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童等の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応する必要があります。また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命・身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

③ いじめの要因

【留意点】

- ア いじめは、児童等同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童等にも生じ得ます。

イ いじめは、単に児童等だけの問題ではなく、パワーハラスメント・セクシ

4 いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがあります。

- 強制わいせつ（刑法第176条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 自殺関与（刑法第202条） 同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- 暴行（刑法第208条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- 脅迫（刑法第222条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要（刑法第223条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- 恐喝（刑法第249条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。など

ュアルハラスメント・他人の弱みを笑いものにしたり・異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得ます。

ウ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在・学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもします。

エ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童等の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童等が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

オ いじめは、児童等の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童等も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」・「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童等を守り通すことは困難です。そのため、児童等の発達の段階に応じた「男女平等」・「子ども」・「高齢者」・「障がいのある人」・「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童等」などの人権に関する意識や正しい理解・自他を尊重する態度の育成・自己有用感・自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い・支え合うことができず、いじめが起こり得ます。

④いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童等と加害児童等との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

【留意点】

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童等に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続している

こととします。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

イ 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとします。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切です。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要があります。

2 町の責務

町の状況に応じたいじめ防止等のための対策を進めるために、学校等との緊密な連携の下、町全体で取組を進めます。

(1) 町の責務【条例第5条】

全ての児童等が、安心して通うことができるいじめのない学校づくりを進めるため、法・条例を踏まえ、次の取組を進めます。

【留意点】

ア 学校に対して、学校の取組を広く情報提供する開かれた学校づくりの推進・地域の教育資源等を活用しながら取組む特色ある学校づくりの推進・教育に直接携わる教職員の資質能力の向上に向けた取組などを通じて、信頼される学校づくりを進めるよう指導します。

イ 学校に対して、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）の改善充実に向けて、次の取組を行うよう指導します。

- ・基本方針の学校ホームページなどでの公開
 - ・在籍する児童等やその保護者からの意見の聴取
 - ・学校評価を活用した基本方針の見直し
- ウ 学校に対して、いじめの早期発見に向けて、次の取組を工夫するよう指導します。
- ・在籍する児童等に対し、いじめを訴えやすいような児童等を対象としたアンケート調査の工夫改善
 - ・アンケート調査実施後に、関係児童等に対する個人面談を必ず実施すること
 - ・いじめに係る相談体制の整備や相談しやすい方法の工夫
- エ 学校に対して、いじめの問題に適切に対応することができる教職員の資質能力の向上に向けた啓発資料の作成・配布やいじめの問題への対応についての研修の充実・改善を図るよう指導します。
- オ 学校に対して、いじめ問題への対応は、校長の強力なリーダーシップの下「いじめ対策委員会」を中心として組織的に対応するよう指導する。
- ・いじめ対応支援ツール等を活用した組織的かつ実効的な対応を進めること
- カ 学校に対して、保護者や地域住民と連携していじめの防止等のための取組を進めるよう指導します。
- キ 児童等がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育、家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な取組を進めます。
- ク いじめの防止等のための対策に必要な予算の確保・配分・調整に努める。

3 学校と保護者（家庭）の責務・地域の役割

いじめ防止等のための対策を進めるため、学校だけでなく、保護者、地域住民、町その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進めます。

（１）学校、教職員の責務【条例第 6 条】

【留意点】

- ア 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- イ 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童等が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていく力とする力を育てます。

- ウ 学校は、児童等の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童等が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進めます。
- エ 学校は、児童等が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。
- オ 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童等に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成します。
- カ 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。
- キ 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童等のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。
- ク 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保します。いじめたとされる児童等に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童等への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- ケ 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童等の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。
- コ 教職員は、児童等理解を深めるとともに、児童等及び保護者等との信頼関係の構築に努め、児童等のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしません。
- サ 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげます。

- シ 教職員は、「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童等を徹底して守り通します。
- ス 教職員は、児童等に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童等に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりしません。
- セ 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付けます。

（２）保護者の責務【条例第７条】

家庭は、児童等にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童等の教育に関し第一義的な責任を有していることから、法・条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

【留意点】

- ア 保護する児童等に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があること・自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努めます。
- イ 保護する児童等の発達の段階に応じて、基本的な生活習慣や社会生活上のルール・マナーを身に付けさせます。
- ウ 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童等の発達の段階に応じ、その保護する児童等について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めます。
- また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意します。
- エ 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童等との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童等に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めます。
- オ 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童等の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めます。
- カ 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けている場合には、気持ちを

受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童等の心情等を十分に理解し、対応します。

キ 保護者は、その保護する児童等がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童等が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童等を見守り支えます。

（３）町民、事業者の役割【条例第８条】

町民・事業者³においては、条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

【留意点】

- ア 日頃から、児童等が様々な機会を通じて学校外の人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるよう、学校外で活動できる場所や機会を既存の組織を活用するなどして提供します。
- イ 児童等の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童等を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動に取り組むことができる地域の体制を整えます。
- ウ 地域の学校と連携を図り、児童等の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深めます。
- エ 児童等がいじめを受けている・いじめを行っていると疑いを感じた場合には、当該児童等の在籍する学校・保護者等に連絡や通報するなどして、児童等の抱える問題の解消に努めます。
- オ 中学校・高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめ問題の解決に努めます。
- カ 就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶこと・ルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努めます。
- キ 児童等に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進めます。

第２ いじめ防止等のための対策に関する事項

１ 町における基本方針の策定と組織の設置

学校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に進めるため、基本方針の策

³ 「事業者」とは、町内で事業活動を行う個人、法人、団体のことをいいます。ここでは、児童等の学校外における活動や場面等を想定し、例えば、学習塾や習い事、スポーツ団体、コンビニエンスストアなど児童等に関わる事業者の方に、いじめの未然防止、早期発見への協力を期待しています。

定と組織の設置に向けた取組を進めます。

（１）いじめ防止基本方針の策定【条例第 10 条】

法の主旨を踏まえ、福島町におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例において「福島町いじめ防止基本方針」（以下「町の基本方針」という。）を策定することを定めています。

【留意点】

- ア 学校・家庭・地域住民その他関係者間の連携により、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめ防止等のための対策をより実効的なものにするため、町や学校における基本方針の策定・組織の設置・いじめ問題への組織的な対応・重大事態への対処等に関する具体的な運用を明らかにした「町の基本方針」を定めます。
- イ 「町の基本方針」について、国の基本方針の見直しがあった場合を含め、いじめ問題に係る各種調査結果・「福島町いじめ防止等対策推進委員会」の協議を踏まえ、必要に応じて、見直しを行います。

（２）福島町いじめ問題対策連絡協議会【条例第 24 条】

法の趣旨を踏まえ、条例において、「福島町いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。「福島町いじめ問題対策連絡協議会」は、次の機関・団体の参画により組織します。

- 福島町総務課長・福祉課長
 - 福島町PTA連合会長
 - 福島町社会教育委員長
 - 北海道警察職員
 - 福島町立学校長
- 以上8人以内

（３）福島町いじめ防止等対策推進委員会の設置【条例第 25 条】

法の趣旨を踏まえ、条例において教育委員会の附属機関として「福島町いじめ防止等対策推進委員会」を設置します。「いじめ防止対策推進委員会」は、次の委員により組織します。

- 福島町福祉課保健師
 - 福島町人権擁護委員
 - 福島町立学校教頭
- 以上5人以内

2 町が実施すべき施策

学校におけるいじめを防止するため、いじめ防止等に資する教育活動等を推進します。

(1) いじめ防止【条例第12条】

いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童等が自分を必要とされる存在であると感じ・互いの違いを認め合い・支え合うことができるような取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進します。

① 取組内容

【留意点】

ア 児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科 道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実させます。

イ 学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実させます。

ウ 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童等が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進します。

エ 学校で行われる学級会や児童会・生徒会活動等において、児童等同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童等自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行います。

オ 学校の児童等や保護者、教職員に対して、法や条例の趣旨を踏まえ、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発及び研修を行います。

カ 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童等」等、学校として特に配慮が必要な児童等については、当該児童等のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行います。

キ いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推進します。また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進します。

(2) いじめの早期発見【条例第 13 条】

いじめの早期発見、早期解消を図るため、定期的な調査や面談等を行います。

① 取組内容

【留意点】

ア 児童等や保護者等からのいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備します。

イ いじめを早期に発見するため、設置する学校の児童等に対する定期的な調査を実施します。

ウ 設置する学校の児童等及びその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。

エ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置している場合、活動状況を児童等や保護者等に周知するなど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進するよう努めます。

オ 学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や、定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握の取組状況について把握し、道に報告します。

(3) 関係機関との連携等

① 取組内容

【留意点】

ア 学校の児童等のいじめの防止等のための対策が、関係者の連携のもとに適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体の間の連携の強化や、その他必要な体制を整備します。

イ 福島町に居住する保護者が、法及び条例に規定された保護者の責務等を踏まえて、その保護する児童等の規範意識等を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置や周知など、家庭への支援体制を整備します。

(4) いじめの防止のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

学校におけるいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行

われるよう、研修を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置、いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有した者の確保、学校の求めに応じた助言者の確保等に努めます。

（５）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進【条例第 15 条】

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動等を行います。

① 取組内容

【留意点】

ア 学校の児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視するネットパトロールの実施など、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備します。

イ 学校の児童等及びその保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、道が作成した資料を活用するなどして啓発活動を進めます。

（６）いじめの防止のための対策の調査研究の推進等

学校におけるいじめの認知件数、いじめの態様や背景、未然防止及び解決に向けた取組状況についての調査研究及び検証を定期的に行い、適切な指導、助言を行います。

（７）啓発活動【条例第 16 条】

学校の児童等やその保護者に対し、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、道が作成した資料を活用するなどして広報・啓発活動を進めます。

（８）いじめに対する措置【条例第 18 条、条例第 19 条】

いじめの事実があると思われるときは、学校への通報などの措置や必要な支援を行います。

① 取組内容

ア 学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援や措置を講じるとともに、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施します。

イ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条、第

49条の8において準用する場合を含む。)の規定に基づき、設置する学校のいじめを行った児童等の保護者に対して、教育委員会規則で定めた手続に従い、当該児童等の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講じます。

また、いじめの加害者である児童等に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童等の立ち直りを支援します。

ウ いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備

① 取組内容

【留意点】

ア いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童等やその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備します。

イ いじめを受けた児童等やいじめを行った児童等の進学や進級、転学の際には、児童等の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備します。

(10) 学校評価等における留意事項【第14条】

いじめ防止等の取組に係る評価が適切に行われるよう、必要な措置を講じます。

① 取組内容

【留意点】

ア 学校が、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるとともに、児童等や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう、指導、助言を行います。

イ 学校の教職員の評価において、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう、指導、助言を行います。

3 学校が実施すべき施策

いじめ防止基本方針を参酌し、全ての児童等が自分を必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い・支え合い・安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進します。

（１）学校いじめ防止基本方針の策定【法第 13 条・条例第 11 条】

① 取組内容

【留意点】

「いじめ防止基本方針」を参酌し、次の事項に留意して策定します。

ア 学校いじめ防止基本方針に、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込みます。その中核的な内容は、次に示すとおりとします。

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
- ・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）
- ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
- ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）
- ・学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
- ・「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
- ・「いじめ対策委員会」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
- ・加害児童等に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童等が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
- ・「いじめ対策委員会」を中心とした P D C A サイクルによる点検、見直しの取組

イ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けます。

- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・道立学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

ウ 学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進めます。また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童等の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努めます。

エ 策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童等、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じます。

オ 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童等、保護者、関係機関等に説明します。

また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明します。

なお、年度途中の転入、編入学や前年度から引き続き休学又は留学していた生徒が復学した場合等には、同様に当該児童等及びその保護者に説明します。

（２）いじめ防止等の対策のための組織【法第 22 条・条例第 17 条】

① 取組内容

法第22条の規定により義務付けられている「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（以下「いじめ対策委員会」という。）について、次の事項に留意して設置します。

【留意点】

ア 次のことを踏まえ、「いじめ対策委員会」を構成します。

- ・自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成します。

- ・「自校の複数の教職員」については、校長をはじめとする管理職（副校長、教頭）や主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定します。

- ・組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。

- ・可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得ます。

- ・個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加します。

- ・教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とします。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童等の代表、地域住民などの参画を得て進めます。

イ 次のことを踏まえ、「いじめ対策委員会」の体制を整備します。

また、「いじめ対策委員会」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底します。

- ・的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童等からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- ・当該組織に集められた情報は個別の児童等ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- ・迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

ウ 「いじめ対策委員会」の役割に次のことを位置付けます。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童等間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童等に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめの被害児童等に対する支援・加害児童等に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、児童等や保護者、地域住民から容易に認

識される取組を行う役割

・被害児童等を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「いじめ対策委員会」の役割が、児童等や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

(3) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止【条例第12条】

全ての児童等を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止に取組めます。

【留意点】

- ① 教職員の不適切な認識や言動が、児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。
- ② 児童等の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童等が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進めます。
- ③ 児童等の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進します。
- ④ 児童等の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童等への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行います。
- ⑤ 配慮を必要とする児童等の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映します。
- ⑥ 児童等が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進します。
- ⑦ 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進します。
- ⑧ 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童等の発達の段階に応じた道德教育の充実を図ります。
- ⑨ 児童等の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進します。
- ⑩ 児童等が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図ります。

- ⑪ 児童等が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童等自らがいじめの防止に取り組む活動を推進します。
- ⑫ 学校として「性的マイノリティ」とされる児童等に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童等に対する必要な指導を組織的行います。
- ⑬ 「多様な背景を持つ児童等」については、日常的に、当該児童等の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的行います。
- ⑭ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童等への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施します。

イ いじめの早期発見【条例第13条】

【留意点】

- ① いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。
- ② 日頃から児童等との触れ合いや、児童等と教職員との信頼関係の構築に努め、「SOSの出し方に関する教育」の推進や児童等への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組みます。
- ③ 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めます。
- ④ アンケート調査や個人面談における児童等のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童等からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底します。
- ⑤ アンケート調査実施後に、関係児童等に対する個人面談を必ず実施する。
なお、個人面談を実施することにより関係児童等がアンケートへ回答したこと等が他の児童等に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払います。

ウ その他【条例第14条・第15条・第20条】

【留意点】

- ① プライバシー保護や、セキュリティの必要性の理解・情報の受発信におけ

るエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備します。

- ② いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童等や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取組みます。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、迅速かつ適切な対応や組織的な取組等が評価されるよう留意します。
- ③ いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。
- ④ 教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童等間の人間関係に関する悩みを含む。）を「学校いじめ対策組織」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定める。
- ⑤ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童等を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童等に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ⑥ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進める。
- ⑦ いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底する。
- ⑧ いじめを受けた児童等の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童等の保護者に対する助言を行う。
- ⑨ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。
- ⑩ 道教委へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限を厳守する。

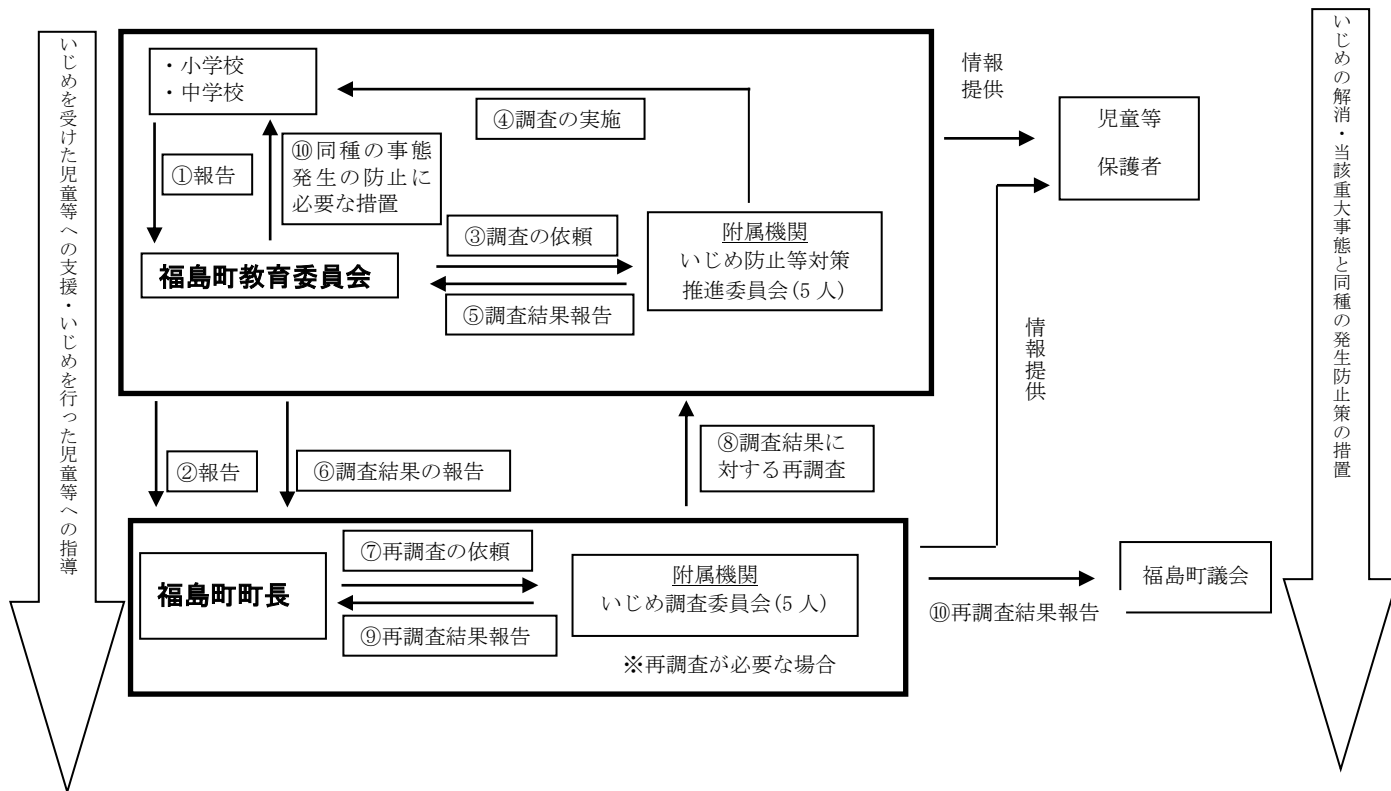
4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

(1) 学校等における対処

条例第5章では、重大事態への対処について規定しており、調査及び報告の記載内容を以下に図示します。

ア 重大事態の発生と報告・調査等フロー



- ① 児童等やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応します。
- ② 調査は、事実関係を明らかにするために行います。
「事実関係を明らかにする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対処したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることです。
- ③ 情報提供については、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明します。
- ④ この調査は、民事・刑事上の責任追及など、訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校や教育委員会が重大事態の解決を目指し、事実

向き合うことと、同種の事態の発生防止を図るものです。

- ⑤ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、道立学校や道教委が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものです。
- ⑥ この調査が迅速かつ適正に実施できるよう調査マニュアルや調査結果の公表ガイドラインを整備します。
- ⑦ 学校や教育委員会は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組めます。

イ その他

- ① 重大事態とは、法第 28 条に規定されているとおり、①いじめにより児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。
 - ①「生命、心身、財産に重大な被害」とは
 - ・児童等が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
 - ・心身に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等の重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。
 - ②「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、迅速に対応します。
 - ・調査の主体を設置者または学校とするかは、学校の設置者の判断によります。
 - ・附属機関の構成員については、当該事案の関係者と利害関係のない者によります。
- ② 教育長及び教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。
- ③ 児童等の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、地方公共団体の長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができることに留意します。
- ④ 法第28条第1項第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の調査は、国の「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき実施します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する法律等

いじめ防止等のための対策に関する法律と条例の主要条文について、参考に記載します。

1 いじめ防止対策推進法

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(学校におけるいじめ防止等のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

2 福島町いじめ防止等に関する条例

(省略)